

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
1	全般	測量業、建設コンサルタント、地質調査業の3業種ごと、あるいは大手、中堅、中小の企業規模別に具体的な施策を提示すべきである。	本とりまとめでは経営戦略実現のための方策を幅広く取り上げており、各企業において取り組むべき方策についてさらに議論されることを期待しています。
2	2.(2)	市場の動向や建設関連業の構造変化等についてデータを用いて具体的に記述して欲しい。	具体的なデータを参考資料として追加します。
3	2.(3)1)	近年の状況の変化について、社会資本の維持・更新、補修、管理等の業務の重要性及び点検・診断業務の重要性を強調すべきである。	ご指摘を踏まえ、当該箇所の記述を修正します。
4	3.(1)2)	建設関連業を魅力あるものとするためにも、発注者との関係のみではなく、市民の生活に深く関わり、社会資本のライフサイクル全体で多くの貢献ができることを記述すべきである。	ご指摘を踏まえ、記述を修正します。
5	3.(1)2)	社会資本整備への「三者構造」方式導入は、透明性の確保、建設関連業の役割の確立などの観点から、積極的に進めるべきである。	「三者構造」方式の採用の是非については、本とりまとめにあるとおり、基本となる事項からまず議論を行う必要があると考えます。
6	3.(1)2)	海外業務への進出を図るためには、発注機関の情報共有や、財務・法務に関する支援などの組織的対応が必要である。	ご指摘の点については、現在国土交通省内において別途進めている建設コンサルタントの海外展開に関する検討の成果も踏まえつつ、今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。
7	3.(1)3)	発注者・受注者がお互いの業務を理解し最良のものを築くためにも、相互の交流は重要と考える。そのために共通の資格試験等の実施が有効である。	発注者・受注者間の交流の促進は現状では困難ですが、「発注者責任」を果たす観点から発注者の技術者も技術力向上等に努める必要があると考えます。
8	3.(2)	企業活動の制約になりかねない制度・運用は完全に撤廃すべきである。	企業間の適正な競争が可能となるよう、制度面等の外部環境の整備に努めております。

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
9	4 . ( 2 ) 1 )	業務の分野と対象地域の2つを経営の軸足設定の例示としているが、これがすべてではなく現況を示しているだけではないか。	ここでは一般的な例示を意図して記述しており、企業の経営戦略検討にあたって議論を深めていただくよう期待しています。
10	5 . ( 1 )	建設関連業でも人材流動化が必至と考えられ、企業と技術者の評価は分離して行うべきである。	国土交通省の直轄事業においては、プロポーザル方式の一形態として、企業の技術者の能力に重点を置いて評価する方式（技術者評価型プロポーザル方式）を実施しています。
11	5 . ( 1 )	企業や技術者の評価で実績の評価を重視すると、意欲のある新規参入者には障害となるので改善が必要である。	過去の実績は、企業、技術者の能力を評価するにあたっての重要な情報であり、その利用を図っています。評価にあたっての相対的な重み付けは、発注ごとに業務特性を考慮しつつ決めています。新規参入に対して著しい障害となっているものではないと考えています。新規参入企業の技術者に対しても、次項に示すとおり実績の適切な評価の実施に努めています。
12	5 . ( 1 ) 3 )	外部技術者の活用は、技術者本人に他機関や民間業務分も含めて評価が行われる仕組みづくりを前提として、積極的に推進すべきである。	現在、テクリスでは他の公共発注機関や公益民間企業等の実績も登録可能であり、また技術者が所属企業を転籍した場合でも、それ以前の経歴を引き続き引用できるシステムとなっています。
13	5 . ( 1 ) 3 )	新規分野への進出には設計共同体制度の活用が有効で、外部技術者を活用する場合には自社の技術者もその分野を担当させるなどの方策が必要である。	国土交通省の直轄事業においては、共同設計方式を平成10年度から導入しているところです。しかし、共同設計方式による場合には、同一分担業務を複数の構成員が担当することは責任所在の明確化の観点から禁止しています。
14	5 . ( 1 ) 3 )	設計共同体制度は海外業務では常識であり、その実態を踏まえて普及策を検討すべきである。	共同設計方式の普及にあたって、現行規定に問題がある場合は積極的に対応させていただきます。

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
15	5 . ( 1 ) 3 )	多分野にまたがる業務については設計共同体を活用すべきであるが、そのためには入札までの準備期間を十分確保することが必要である。	通常の単体企業による手続と同様、期間等に関する手続の適正化に努めています。
16	5 . ( 1 ) 4 )	瑕疵担保責任を果たすためには保険制度が必要で、発注者と受注者の責任分担、賠償限度額の設定、保険加入の義務化について議論が必要である。	瑕疵担保責任に関する検討にあたり、参考とさせていただきます。
17	5 . ( 1 ) 5 )	技術開発体制の記述に、同業者間での連携が含まれるべきである。	ご指摘を踏まえ、記述を修正します。
18	5 . ( 1 ) 5 )	技術開発に関連し、現行の契約条件では、著作権や特許権について発注者側に有利な条件となっているので改善が必要である。	著作権、特許権の契約上の取扱いについては、情報の電子化が急速に進んでいることも考慮し、今後の検討課題とさせていただきます。
19	5 . ( 2 ) 1 )	「ダンピング」に走るような企業の体質を改めるには、技能的技術者の評価手法を確立して技術者・技能者の流動化を促進すれば、自ずとそうした企業は淘汰されると考える。	「技能的技術者の評価手法」としては、国土交通省の直轄事業においてはプロポーザル方式の一形態として、企業の技術者の能力に重点を置いて評価する方式（技術者評価型プロポーザル方式）を実施しています。
20	5 . ( 2 ) 2 )	組織再編・連携を支援する制度の充実は非常に重要で、早急な制定が必要である。	組織再編の採否は、まず企業の経営上の判断によるべきと考えますが、選択肢の1つとして考えられるよう今後とも制度等の整備に努めて参ります。
21	5 . ( 2 ) 2 )	すべての技術者を登録する制度を導入し、技術者単位での連携など多様な業務遂行形態が可能となるようにすべきである。	建設関連業の登録制度は、技術を有し財務面で業務の履行能力がある企業であることを公示・公証し、発注者の利便に供することを目的としており、企業単位での制度の意義があるものと考えます。なお、登録制度での技術者に関する取り扱いの充実方策については、今後も検討して参ります。

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
22	5 . ( 3 )	基本技術の担い手の中から高度な技術者が育成されるものであり、あらかじめ2つのカテゴリーに分けた人材育成策は不適切である。	人材の育成プログラムの検討ではなく、人材確保・育成戦略の立案には高度な技術者と基本技術の担い手の2つに分けて考えることが適当と考えますので、この趣旨が明瞭となるよう記述を修正します。
23	5 . ( 3 ) 1 )	高度な技術者に対しては、継続的教育の制度化が必要である。	平成12年4月に改正技術士法が施行されましたが、その中で技術士に対して継続的に資質向上に努めることが義務付けられました。この他に、RCCMや地質調査技士、土木学会認定技術者には更新時講習あるいは継続教育が制度化されているなど、継続的教育については資格制度での対応が進められています。
24	5 . ( 3 ) 1 )	高度な技術者のあり方(資格、キャリア等)を示し、技術者の研鑽努力の目標とすべきである。	高度な技術力・管理能力を有する技術者のあり方については、建設生産・管理システムの変化に応じて要求される条件も変化すると考えられるので、ここで現時点でのあり方を示すことは適切ではないと考えます。
25	5 . ( 3 ) 1 )	高等教育機関等と企業・業界が連携協力して人材育成を行うために、具体的な施策検討の場を設けるべきである。	企業・業界における積極的な取り組みを期待いたします。
26	5 . ( 3 ) 2 )	高度な現場技術者を正當に評価するために、公的な資格制度創設が必要である。	技術者評価の充実には適切な資格制度が有効ですが、公的制度の創設は困難であり、業界団体や関係学会等の取り組みを期待いたします。
27	5 . ( 4 )	CALS/ECの目的は、入札及び契約の手続での電子化のみにあるのではなく、業務全体にかかる幅広いものではないか。	ご指摘を踏まえ、記述を修正します。

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
28	5 . ( 5 )	海外業務では高度な技術力を必要とし期間も長期にわたるので、その実績をテクリス等技術者個人の評価に反映させる仕組みが必要である。	制度上テクリスに海外業務を登録することは可能であるとともに、国土交通省の直轄事業ではテクリス登録の有無に関わらず海外での実績についても評価しています。
29	6 .	建設関連業が改革を進めるには、行政側（発注者側）の意識改革がまず必要である。	入札及び契約制度の改善方策や、建設関連業の登録制度改善の検討を進めて参ります。
30	6 . ( 1 )	不誠実な行為への罰則の統一や、登録区分の設定など、登録制度にかかる課題の解決には「業法」制定が必要である。	「業法」の制定は、現在建設生産・管理システムが大きな変化の途上にある中で、その方向性を十分に見据えた上で議論すべき課題であると考えます。
31	6 . ( 1 )	登録制度の改正を行う際には、施行までの猶予期間を確保する必要がある。	登録制度の改正時には、制度の移行に必要な期間が確保されるよう、配慮いたします。
32	6 . ( 1 ) 2 )	登録制度上の技術者設置の義務付けは、現実の業務遂行と照らして形骸化しているので、実態に即した登録規程への改正が必要である。	技術者設置の義務付けについては、登録制度における技術力の要件としての意義が現時点でもあると考えますが、ご意見は登録制度改善の検討にあたり、参考とさせていただきます。
33	6 . ( 1 ) 3 )	登録制度へのランク導入など、技術面・経営面での努力が反映されるような改善が必要である。	登録制度改善の検討にあたり、参考とさせていただきます。
34	6 . ( 2 )	施工段階にとどまらずに、計画から維持まで一貫した業務発注により建設関連業者を活用すべきである。	建設関連業者の活用については施工段階での活用を試行的に実施しているところです。計画から維持までの一貫したプロジェクトマネジメントについては国土交通省の直轄事業においてはインハウス技術者で実施しているのが現状です。しかし、インハウス技術者の不足している自治体ではこのようなニーズがあり今後活用されていく可能性もあります。

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
35	6 . ( 3 )	建設関連業者の技術と経営での努力の前提として、発注者（特に地方公共団体）における技術力向上が必要である。	地方公共団体への技術的支援策については、発注事務の技術的支援、履行中の業務の監督支援等をアドバイザー制度として試行的に取り組んでいます。
36	6 . ( 3 )	業務発注時の仕様書の内容の改善と、履行すべき内容の遵守・統一が必要であり、建設関連業者による発注者支援も検討すべきである。	仕様内容の明確化や履行すべき内容の遵守・統一については基本的事項であり、運用の適正化に努めています。発注者支援についても、No. 3 4、No. 3 5のとおり試行的に取り組んでいます。
37	6 . ( 3 )	入札契約制度の改善に対する発注機関ごとの取り組みに差が見られるので、指導が望まれる。	入札契約制度は基本的には各発注機関の権限で決定できるものであり国土交通省として指導を行う権限はないものですが、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」等を通じて情報交換は行っていますので、改善すべき差違があればその場を通じて議論していきたいと考えます。
38	6 . ( 3 ) 2 )	プロポーザル方式の業務発注について、プロポーザルの評価基準並びに評価結果を公表すべきである。	国土交通省の直轄事業においては、事前に評価基準を公表しています。評価結果については、現在公表するための準備を進めています。
39	6 . ( 3 ) 2 )	プロポーザル方式業務発注でのプロポーザル評価にあたり、過去の実績や価格の過度の重視は避けるべきである。	過去の実績は、企業、技術者の能力を評価するにあたっての重要な情報であり、発注ごとに業務特性を考慮しつつ相対的な重み付けを決めています。なお、価格はプロポーザル評価の対象としておりません。
40	6 . ( 3 ) 2 )	プロポーザル方式業務発注で、プロポーザル作成期間の確保や内容の簡素化など、負担軽減が必要である。	プロポーザル方式における入札参加業者の負担軽減については、実態を勘案しながら適宜見直しを行っています。なお、内容の簡素化については、平成12年12月に技術提案書の記載量を制限し、入札参加業者の負担を軽減しています。

No.	ご意見箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方
41	6 . ( 3 ) 2 )	安易なプロポーザル方式の採用が一部に見られており、随意契約の適切な運用が必要である。	プロポーザル方式の採用にあたっては、その方式が適している業務分野の事例を整理するなど運用の適正化を図っています。
42	6 . ( 3 ) 3 )	技術者や企業の評価基準・結果を公表するとともに、業務発注時の業者選定に反映すべきである。	今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。
43	6 . ( 3 ) 3 )	技術者の単価と業務成績の評定結果とを関連づける仕組みが必要である。	予定価格は、業務が履行するのに必要な価格を平均的に算出するものであり、技術者の能力により変動させることはできません。
44	6 . ( 3 ) 4 )	時間労働単価的な考え方を見直し、弁護士の成功報酬的制度や業務のプロセスへの対価の導入を検討すべきであり、部分払い（出来高払い）制度の内容を充実すべきである。	知的作業の対価のあり方について整理するには、企業におけるコスト構造の明確化がまず必要であり、このことが部分払い（出来高払い）の前提となると考えます。
45	6 . ( 3 ) 5 )	再委託可能な範囲については、建設関連業が元請け・下請けの重層構造にある現実を踏まえ、実態に即した検討を行うことが必要である。	今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。
46	6 . ( 3 ) 5 )	専門分野の建設コンサルタントが正当に認知されるためにも、再委託についての整理が必要である。	今後の施策の検討にあたり参考とさせていただきます。